

望まない受動喫煙防止を図るため、健康増進法が改正されました

照会 健康づくり課 ☎0537⑧1123

健康増進法の一部を改正する法律が昨年7月に成立しました。来年4月1日から全面施行となります。静岡県では同改正を受け、前倒しして昨年10月23日に「静岡県受動喫煙防止条例」を公布・施行しました。

今回の法改正は、望まない受動喫煙を防止するため、大勢の人が利用する施設などが、区分に応じて一定の場所を除き喫煙が禁止になるというものです。違反すると罰則が科せられます。

たばこの煙には、発がん性物質など、有害な化学物質が200種類以上も含まれています。受動喫煙は、こうした有害な化学物質を含む副流煙などを他人が吸ってしまうことをいいます。望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙する人はルールを守りましょう。

■敷地内禁煙の義務付け

学校や病院、児童福祉施設、行政機関の施設は7月1日から敷地内が原則喫煙となります。また、職場や店舗、小規模店を除く飲食店など、大勢の人が利用する施設では来年4月1日から屋内禁煙になります。

■原則すべての飲食店の出入り口に標識掲示義務化
飲食店は、4月1日から「禁煙」「分煙」「喫煙可」などの標識掲示が義務化されました。全8種類。



■市役所庁舎などの敷地内を全面禁煙にします

健康増進法と県条例の施行に伴い、7月1日から下記施設を敷地内禁煙にします。加熱式タバコも対象。

対象 市役所本庁舎、西館、研修センター、市消防庁舎、消防署白羽出張所の敷地内

私有地から張り出した樹木は所有者が責任持って管理してください

市道に関する問い合わせ先・照会 建設課 ☎0537⑧1122

私有地から道路上に張り出した樹木などは、日常的な雨や風の影響でも枝が折れたり、垂れ下がったりすることがあります。これらは、歩行者や自動車の視界などを妨げ、重大な事故の原因となる恐れがあります。道路上に張り出した樹木などの維持管理も土地所有者の義務です。

なお、張り出した樹木により事故が発生した場合は、土地所有者が賠償責任(民法717条)を問われる可能性があります。道路通行者だけではなく、自分自身も守るために、私有地から樹木などが張り出していた場合は、ご自身の責任で伐採をお願いします。

事故を未然に防ぎ、安全に道路を通行できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※民法717条、「土地の工作物の占有者及び所有者の責任」

国道・県道に関する問い合わせ先

袋井土木事務所維持管理課

☎0538④3215

